

自主防災組織の歴史

History of Local Voluntary Disaster Management Organizations



昭和30年代に生まれた自主防災組織という概念は、当初は行政の協力組織との位置づけであった。その後、大都市での災害対策として重要性が増していったが、整備の状況や活動の内容は、地域間で格差が大きかった。近年、さまざまな災害で地域防災力の必要性が見直され、自主防災組織に期待される役割は災害発生時に留まらず、平常時での取り組みに広がりを見せている。

自主防災組織の位置づけの変遷

時期	背景	自主防災組織への動き・特徴
昭和30年代	伊勢湾台風の被害を受けて、災害対策基本法が昭和36年11月に成立	地域防災意識の芽生え ○防災基本計画において、公的な文書の中で「自主防災組織」という言葉が初めて使われた。
昭和40年代後半	大都市震災対策推進要綱が中央防災会議で策定される	自主防災組織による地域防災力の醸成 ○消防庁防災業務計画を改定し、大都市震災対策の一つとして自主防災組織の整備について初めて規定。 ○昭和48年5月、最初の「自主防災組織の手引」を策定
昭和50年代	「東海地震説」の発表(昭和51年)宮城県沖地震(昭和53年)、長崎水害(昭和57年)等の大規模災害が発生	自主防災組織の結成、環境整備の促進 ○自主防災組織の結成が進み、資機材整備費用の助成、訓練時の事故に対する補償制度創設などの環境整備がなされた。
平成7年～平成22年頃	阪神・淡路大震災が発生(平成7年1月)	地域防災力の重要性の再確認 ○災害対策基本法の改正では、初めて「自主防災組織」の育成が行政の責務として明記された。 ○自主防災組織の育成強化に向けて、リーダー養成や指針などの策定などを今後行うべきこととして具体的に示される。 ○資機材整備を促進するための国庫補助制度が創設され、全国的に自主防災組織結成が促進される。
平成23年以降	東日本大震災が発生(平成23年3月)消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(消防団等充実強化法)が平成25年12月に成立	自助・共助を含めた総合的な防災対策の促進 ○災害対策基本法の改正では、多様な主体の参画による地域防災力の向上に向けて、地区居住居などが提案できる地区防災計画制度が創設された。 ○消防団等充実強化法では、地域防災力の充実強化には、多様な主体が適切に役割分担しながら、相互に連携協力して取り組むことが重要とされるとともに、地域防災力の充実強化は行政の責務と明記された。